

〔別紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 木下内科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市江戸町5番14号
- (3) 設立認可年月日 平成 2年 3月 26日
- (4) 設立登記年月日 平成 2年 3月 27日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	木下 秀樹	医療法人 木下内科医院の管理者である。
理事	木下 勇	
理事	木下 圭子	
理事	木下 智恵	
監事	小林美佐子	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 木下内科医院	長崎県長崎市江戸町5番14号	一般病床 0床
			療養病床 0床
			[医療保険 0床]
			[介護保険 0床]

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和3年10月28日 令和2年度決算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 木下内科医院
 所在地 長崎市江戸町5番14号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和 4年 8月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	22,075	I 流 動 負 債	3,455
II 固 定 資 産	22,525	II 固 定 負 債	9,492
1 有 形 固 定 資 産	6,458	負 債 合 計	12,947
2 無 形 固 定 資 産	73	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	15,994	科 目	金 額
III 繰 延 資 産		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	21,653
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	31,653
資 産 合 計	44,600	負 債 ・ 純 資 産 合 計	44,600

様式4-2

法人名 医療法人 木下内科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎市江戸町5番14号

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	67,738
2 事業費用	66,893
本来業務事業利益	845
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	845
II 事業外収益	126
III 事業外費用	43
経常利益	928
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	928
法人税等	238
当期純利益	690

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 木下内科医院

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地 長崎市江戸町5番14号

財 産 目 録

(令和 4年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	44,600 千円
2. 負 債 額	12,947 千円
3. 純 資 産 額	31,653 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	22,075
B 固 定 資 産	22,525
C 資 産 合 計 (A+B)	44,600
D 負 債 合 計	12,947
E 純 資 産 (C-D)	31,653

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監事監査報告書

医療法人 木下内科医院

理事長 木下 秀樹 殿

私は、医療法人木下内科医院の令和3会計年度（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年10月27日

医療法人 木下内科医院

監事 小林 美佐子

